

瀬戸市訓令第2号

本 庁
公 所

瀬戸市自動車事故対策協議会規程（昭和43年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 <省略> 2 会長は行政管理部長を、副会長は行政管理部財政課長を、委員は行政管理部人事課長、市民生活部生活安全課長、市民生活部クリーンセンター所長、都市整備部水道課長及び消防本部消防課長をもって充てる。	(組織) 第3条 <省略> 2 会長は行政管理部長を、副会長は行政管理部財政課長を、委員は経営戦略部人事室長、市民生活部生活安全課長、市民生活部クリーンセンター所長、都市整備部水道課長及び消防本部消防課長をもって充てる。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。